



12月3日から9日は

「障害者週間」です

「障害者週間」は、国民一人ひとりが広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めると共に、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

この機会に「共生社会（障がいの有無に関わらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会）」の実現に向けて、一人ひとりが普段の生活の中で自ら実施できる配慮や工夫について考え、取り組んでいきませんか。

障がいを理由とする差別をなくしましょう

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も分け隔てなく生活できることをめざして、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律では、以下のことが定められています。

① 不当な差別的取り扱いの禁止

市役所や事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

② 合理的配慮の提供

市役所や事業者が、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重過ぎない範囲で対応すること（合理的配慮）を求めています。

良い例

- ・聴覚障がい者には、ホテルや娯楽施設などの受付で、筆談や手話などの方法を利用し、コミュニケーションをとる。
- ・飲食店の従業員が視覚障がい者から「メニューが見えないので選べない」と言われたので、メニューを読み上げたり食べたい物を聞き取ったりして一緒に選んだ。

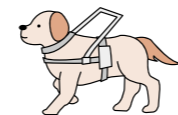
悪い例

- ・障がいがあることだけを理由に、バスやタクシー、宿泊施設などの利用を一方的に断った。
- ・飲食店に入ろうとしている障がい者を障がいがあるということを理由に断った。

私たちはパートナー。障がい者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒に受け入れにご理解をお願いします



ほじょ犬は、目や耳や手足など身体に障がいのある人の生活をお手伝いするために、特別な訓練を受けています。公共施設や公共交通機関、商業施設や飲食店、病院などでほじょ犬の同伴を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務付けられています。



犬だからという理由だけで拒否せずに、受け入れにご理解をお願いします。

また、身体障害者手帳をお持ちの人で、盲導犬、介助犬、聴導犬の給付を希望する人は、福祉課にご相談ください。

障がい者を虐待から守りましょう

障がい者の虐待は、特定の人や家庭、場所ではなく、どこの家庭でも起こりうる問題です。虐待をしている人に、虐待をしている認識がない場合があります。また、虐待をされている人が虐待だと認識できずに、自分から被害を訴えられない場合があります。そのため、市民一人ひとりがこの問題を認識し、小さな兆候を見逃さずに早期に発見することが大切です。

虐待かどうかの判断が難しい場合でも「何か困っているようだ」「様子がいつもと違う」といった“気付き”でも結構ですので情報をお寄せください。早めの気付きが問題の深刻化を防ぐきっかけになります。



なお、通報や届け出をした人を特定する情報は守られます。

▶障がい者虐待に関する相談・通報先 市障害者虐待防止センター(福祉課内) ☎73-3015/FAX73-3023 ※24時間受け付け。夜間や休日は宿日直が対応します。

障がいのある人の相談窓口を紹介します

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるように、悩みや疑問を一緒に考え、指導・助言を行います。何か生活上で困ったことや聞いてほしいことがあれば、下記の相談員にご相談ください。

●相談支援事業所、就業・生活支援センター

相談内容	相談先	電話番号	FAX
身体障がいについて	結	74-7211	74-7244
知的障がいについて	高瀬荘	74-7811	74-7818
精神障がいについて	ありあけ	57-5501	57-5502
障がい者の就労について	つばさ	24-8266	24-3738

●身体障害者相談員

氏名	電話番号
大西 廣	62-3298
新庄 利治	72-3402
岩本 吉進	72-2278
澗淵 久嘉	67-2353
石原 明	83-3668

●知的障害者相談員

氏名	電話番号
近藤 恵美子	74-7755
森 眞一	62-2043

(順不同)

ひきこもりについて悩んでいませんか

長期間、社会とのつながりがなく家庭にとどまり、これからどうしたらよいか分からず悩んでいませんか。本人だけでなく、家族からの相談も受け付けています。

相談先	電話番号
県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	087-804-5115
西讃保健福祉事務所	25-2052
福祉課	73-3015

手話通訳者をご利用ください

毎週火曜日に手話通訳者を福祉課に配置しています。市役所での手続きや各種相談などでの意思疎通支援が必要な人はご利用ください。

また、聴覚障がいなどがある人のために手話通訳者の派遣も行っています。

▶申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎73-3015/FAX73-3023

障がい者施設の出張販売を利用しませんか

障がい者施設で作られた商品を出張販売しています。ぜひ、ご利用ください。



日時

- 第2水曜日 午前11時頃～午後1時頃 『手作り菓子販売』 (はあと ☎72-6201)
- 毎週木曜日 正午～午後1時頃 『竹灯籠、スイーツ』 (さあかすチャレンジド三豊 ☎23-6685)
- 第1～4金曜日 午前11時頃～午後3時頃 『季節の花販売』 (丸山作業所 ☎24-8205)
- 第2金曜日 午前11時頃～午後1時頃 『手作り赤飯販売』 (はたらーく ☎89-1204)

場所 市役所本庁舎1階ロビー (第2・4金曜日の花販売のみ山本庁舎 玄関前でも販売)

ヘルプマークを知っていますか?

援助や配慮が必要な人のためのマークです

ヘルプマークは、外見からは分からなくても、周囲の人からの援助を必要としている人が身につけ、周囲から配慮を受けやすくなることを目的としたマークです。このマークの利用者を見かけたら、電車やバスの中で席を譲ったり、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

このマークは、福祉課および各支所で配布しています。(家族など代理人による受け取りも可能です)



▲ヘルプマーク